

安全・安心な畜産物を生産するために(家畜保健衛生所の業務)

■家畜保健衛生所とは…

家畜保健衛生所法に基づき全都道府県に設置されています。
家畜伝染病の予防や飼育管理技術の指導を通じ、安全安心な畜産物の効率的な生産を推進しています。

■家畜保健衛生所の主な業務

○家畜伝染病発生防止のための巡回指導・検査



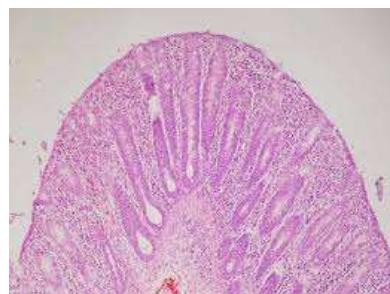
巡回指導



農場での採血



抗体検査



病理検査

○家畜伝染病発生時のまん延防止



殺処分



消毒ポイント設置

○ふん尿の堆肥化や悪臭防止などの指導

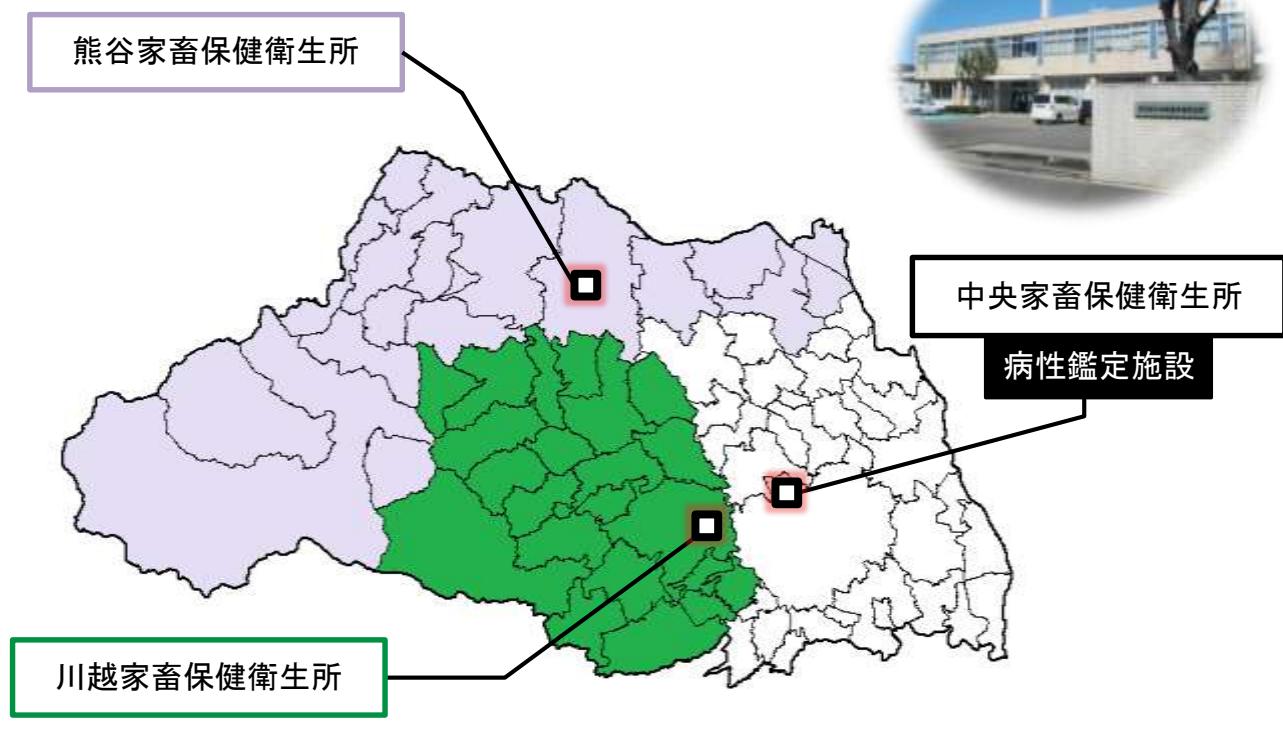
○衛生的な搾乳などの技術指導

○動物病院・動物薬販売業者に対する指導（許認可）

■埼玉県の家畜保健衛生所

埼玉県は、3か所（さいたま市、川越市、熊谷市）に家畜保健衛生所を設置しています。

さいたま市にある中央家畜保健衛生所には、病理検査などの精密検査を行う病性鑑定施設があります。



【安全・安心な生乳生産の取組】



家畜保健衛生所が、伝染病発生防止のための指導・検査
家畜保健衛生所・生産者団体（農協）・民間獣医師がチームを組んで安全安心な生乳生産の指導
生産者団体（農協）が、抗生物質、細菌数、乳成分などを検査

生産段階での安全・安心の取組

家畜伝染病の侵入防止に向けて

■特定家畜伝染病について

○家畜伝染病予防法では、家畜伝染病の中で特に伝播力が強い伝染病を「特定家畜伝染病」と規定。

- ①牛疫、②牛肺疫、③口蹄疫、④豚コレラ
- ⑤アフリカ豚コレラ、⑥高病原性鳥インフルエンザ
- ⑦低病原性鳥インフルエンザ、⑧伝達性海綿状脳症

○ひとたび発生すると急速なまん延により家畜に甚大な被害が生じ、我が国の畜産業に重大な影響をもたらす。

○伝染病に感染した家畜と同居や接触歴のある家畜は速やかな殺処分を実施。

○9月以降、豚コレラは、岐阜県岐阜市内で2例発生しているが他の7疾病は現在国内発生はない。

■飼養衛生管理基準の遵守について

家畜伝染病予防法では、特定家畜伝染病の農場への侵入を防止するため、家畜の飼養者が遵守すべき衛生管理の基準を規定。

○人・物・車両によるウイルスの持込み防止

- ◇衛生管理区域、畜舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ◇衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底

○野生動物対策

- ◇防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
- ◇家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
- ◇飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物等の混入防止
- ◇豚舎周囲の清掃、整理・整頓
- ◇死亡家畜は、野生動物に荒らされないよう適切に保管

■国と都道府県の家畜伝染病の防疫体制について

○家畜伝染病予防法に基づき国、都道府県が連携して対応。

○国は、家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、国際機関と連携して輸出入検疫を実施。

○都道府県は、家畜保健衛生所を設置し、地域の防疫対策を実施。

| | 動物検疫所 | 家畜保健衛生所 |
|--------------|--|---|
| 組 織 | 本所、8支所、16出張所 家畜防疫官435名 (国際空港など主要空海港に設置) | 全国168か所 獣医師2,074名 |
| 家畜防疫に関する主な業務 | 1 輸入検疫 ◇家畜・船舶航空貨物の輸入時検査(合格のみ解放) ◇家畜伝染病発生国からの輸入禁止 2 その他 ◇旅客携帯品・郵便物の広報、声掛け、検疫探知犬による探索 ◇靴底・車両の消毒 | 1 家畜伝染病の定期検査等 高病原性鳥インフルエンザ、牛の結核病、ブルセラ病等の定期検査 2 病性鑑定・慢性疾病指導 ◇家畜伝染病等の診断 ◇生産性を低下させる慢性疾病の検査 ◇衛生指導等 3 飼養衛生管理基準の遵守の指導 家畜の所有者が遵守すべき衛生管理方法の点検、指導 |

※特定家畜伝染病のウイルスが侵入する事例

○中国でアフリカ豚コレラがまん延する中、同国からの旅客携帯品の畜産物からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子を検出

事例1 平成30年10月1日 北京→新千歳空港
豚肉ソーセージ



事例2 平成30年10月14日 上海→羽田空港
自家製ぎょうざ



事例3 平成30年11月9日 大連→成田空港
豚肉ソーセージ